

船舶事故調査報告書

平成29年4月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月19日 19時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座岬西方沖 御座埼灯台から真方位252° 300m付近 （概位 北緯34° 16.2′ 東経136° 45.0′）
事故の概要	漁船昭栄丸は、漂泊中、乗り揚げた。 昭栄丸は、船長が負傷し、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昭栄丸、1.94トン ME3-41483（漁船登録番号）、個人所有 7.40m（Lr）×2.03m×0.59m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数16、昭和52年6月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月3日 免許証交付日 平成24年9月5日 （平成30年4月5日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船底外板に破口及び擦過傷、船外機に破損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向南西、波高 約1m、潮汐 高潮時、水温 約24℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、志摩市和具の船だまりを発し、平成28年10月19日16時20分ごろ御座岬西方沖に到着し、両舷から真横にさおを出し、いか釣り漁を始めた。 船長は、波が高くなってきて、付近にいた僚船の多くが帰港したので、本船も帰港することとし、船外機を停止して漂泊し、漁具を揚収していたところ、19時30分ごろ波を受けて水上岩に乗り揚げた。 船長は、本船共々波で海に流されたり、岩に打ち付けられるなどし

	<p>て両手、両足に擦り傷を負って海面に浮いていたところ、僚船船長に救助され、志摩市御座漁港に搬送された。</p> <p>本船は、僚船船長の友人の船に御座漁港にえい航され、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、いか釣り漁を行っているときは、GPSプロッターを見ながら岩礁に近寄らないようにしていたが、本事故当時、漁具を揚収していてGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>船長は、波が高くなってきたので、付近に岩礁が多数存在していることを知っていたが、早く帰港したいと思い、漁具の揚収を開始した。</p> <p>船長は、波で流される際、岩に打ち付けられたり、波にもまれたりしたが、股ひも付きの膨張式救命胴衣を着用していたので、救命胴衣が脱げることがなく、助かったと本事故後に思った。</p> <p>僚船船長は、本船の灯火が見えなくなったので、不審に思い、本船が漂泊していた場所付近に向かい、船長を発見した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>本船は、御座岬西方沖において漂泊中、船長が、漁具の揚収作業をしていて船位を確認していなかったことから、波に圧流されていることに気付かず、水上岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、漁具の揚収作業を行うに当たり、波が高くなってきて、早く帰港したいと思ったことから、漂泊して同作業を行ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、御座岬西方沖において漂泊中、船長が、漁具の揚収作業をしていて船位を確認していなかったため、波に圧流されていることに気付かず、水上岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸岸の近くで機関を停止して作業を行う場合、GPSプロッター等で船位の確認を行い、風浪等による圧流を考慮して適切な場所で作業を行うか、錨泊すること。 ・ 救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。

付図1 事故発生場所概略図

